

公認審判員規程(抜粋)

詳細については、日本テニス協会発行「ルールブック」参照のこと

第3条 公認審判員資格申請

C 級審判員の資格取得を希望する者は、認定講習会を主管する地域協会、都道府県テニス協会または JTA に申し込むこととする。

B 級以上の審判員の資格、B 級以上のレフェリー資格または国内チーフ アンパイア資格の取得を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入し、日本テニス協会に申し込むこととする。

第4条 資格認定講習会および認定試験

JTA が主催する認定講習会および認定試験は委員会が主催するが、その実施にあたり、C 級審判員については、その主管を地域協会、都道府県協会に委嘱することができる。

- 1) 認定講習会および認定試験は、認定員が講習および試験を行う。
- 2) 認定講習会および認定試験を実施するにあたり、別に定める受講料、受験料を徴収することができる。
- 3) 認定講習会および認定試験の実施要項については、別に定める。

第5条 認定および認定員

認定講習会を受け認定試験に合格した者を、委員会が審査し、JTA が認定する。認定員は、公認審判員の中から、委員会が推薦し、JTA 常務理事会が任命する。

第6条 登録

認定講習会を受け認定試験に合格した資格申請者は、直ちに所定の登録用紙に必要事項を記入の上、別に定める登録料を添えて、レフェリー、チーフ アンパイアおよび B 級以上の審判員資格は JTA へ、C 級審判員資格は所属都道府県協会に提出する。登録を申請し、委員会審査に合格した者には JTA が「公認審判員証」を交付する。

第7条 任務

公認審判員の任務は下記のとおりとする。

本条で「大会」とは、JTA および JTA 加盟団体が主催、公認、主管する大会をいう。
本条で「審判」とは、レフェリー、アシスタントレフェリー、国体・都市対抗大会におけるコートレフェリー、ローピングアンパイア、チーフ アンパイア、アシスタントチーフ アンパイア、チェアアンパイア、ネットアンパイア、ラインアンパイア等の任務につくことをいう。

1. レフェリー

1) 国際レフェリー

国際レフェリーの任務は、それぞれITF / WTA / ATP の規程に従う。

委員会の要請により、A級、B級レフェリー認定講習会および認定試験ならびにA級、B級、C級審判員認定講習会および認定試験の講師または試験官を務めなければならない。

2) A級レフェリー

主として、JTA 主催、公認、主管大会のレフェリーとなる。原則として各大会の全日程にわたりレフェリーを勤める。

委員会の要請により、B級レフェリー認定講習会および認定試験ならびにB級、C級審判員認定講習会および認定試験の講師または試験官を務めなければならない。

3) B級レフェリー

主として、地域協会、都府県協会およびJTA加盟団体が主催、公認、主管する大会のレフェリーとなる。原則として各大会の全日程を勤める。

2. チーフ アンパイアレフェリー

1) 国際チーフ アンパイア

国際チーフ アンパイアの任務は、それぞれITF / WTA / ATPの規程に従う。

2) 国内チーフ アンパイア

主として、JTA 主催、公認、主管大会のチーフ アンパイアとなる。原則として各大会の全日程を勤める。

3. アンパイア

1) 国際審判員

国際大会においては、ITF / WTA / ATPの規程に従う。

委員会の要請により、A級、B級、C級審判員認定講習会および認定試験の講師または試験官を務めなければならない。

2) A級審判員

主として、JTA 主催、公認、主管大会の審判を行う。

委員会の要請により、B級、C級認定講習会および認定試験の講師または試験官を務めなければならない。

A級審判員は55歳の誕生日を定年とする。

55歳の定年によってA級審判員の資格を喪失した者は、エバリエーターの任務につくことが出来る。エバリエーターとは、審判員を評価し、指導・教育する者。

3) B級審判員

主として、JTA 主催、公認、主管大会の審判を行う。

4) C級審判員

主として、地域協会、都府県協会および JTA 加盟団体が主催、公認、主管する大会の審判を行う。

第8条 報酬

審判員は、各大会がそれぞれ定める報酬を受け取ることができる。

第9条 任期と更新

1. 公認審判員(アンパイア)の資格有効期限は3ケ年とする。

更新を希望する者は、有効期間中に下記の更新ポイントを満たした上、所属都道府県協会を経由して JTA へ更新申請を行うものとする。

1) 更新ポイント

A級審判員・・・90ポイント

B級審判員・・・30ポイント

C級審判員・・・12ポイントポイントの取得

2) 取得のポイント

各種大会

JTA の主催 / 共催 / 主管 / 公認大会及び公式国際大会(海外活動を含む)	3P/1 日
地域協会の主催 / 主管大会	2P/1 日
都府県協会及び加盟団体の主催 / 主管大会	1P/1 日
JTA の傘下・協力団体の主催 / 主管大会	1P/1 日

大会の更新ポイントは主催者・共催者等によって決まります。各大会の要項・プログラムから主催者・共催者を確認し、日本テニス協会発行「JTA テニスルールブック」公認審判員規程を参照してポイント数を算出する。

公認審判員資格を有するが、公認レフェリー資格のない者が大会のレフェリー、コートレフェリーまたはローピングアンパイアを務めた場合には、上記の表に従って、公認審判員更新ポイントを与える。

審判講習会・認定会

地域テニス協会、都府県テニス協会等の主催者から提出された「審判講習会認定申請書」に基づき、審判委員会が承認した講習会・認定会に出席した者は1ポイント/1日を与える。ただし、そのときの講師が認定員の場合は、2ポイント/1日を与える。

2. 公認レフェリーの資格有効期限は3カ年とする。

更新を希望する者は、有効期間中に下記の更新ポイントを満たした上、所属都道府県協会を経由して JTA へ更新申請を行うものとする。

1) 更新ポイント

A級レフェリー・・・60ポイント

B級レフェリー・・・30ポイント

2) ポイントの取得

JTA の主催 / 共催 / 主管 / 公認大会及び公式国際大会 (海外活動を含む)	20P/ 1 大会
地域協会主催 / 主管大会	10P/ 1 大会
都府県協会及び加盟団体の主催 / 主管大会	10P/ 1 大会
JTA 傘下・協力団体主催 / 主管大会	10P/ 1 大会

大会の更新ポイントは主催者・共催者等によって決まります。各大会の要項・プログラムから主催者・共催者を確認し、日本テニス協会発行「JTA テニスルールブック」公認審判員規程を参照してポイント数を算出する。

公認レフェリー資格のある者が、アシスタントレフェリー、コートレフェリー、ローピングアンパイアを務めた場合には、上記の表に示されたポイントの50% を与える。なお、公認審判員資格と公認レフェリー資格の両方を保有している者は下記取得表(＊)に従う。

大会の全日程にわたり勤めなかった場合は、日数に応じて減点するものとする。(例) 7日間の大会で2日務めた場合は、

10 ポイント× 2日 ÷ 7日 = 3 ポイント (小数点以下四捨五入)

3) 公認レフェリー講習会・認定会

地域テニス協会、都府県テニス協会等の主催者から提出された「審判講習会認定申請書」に基づき、審判委員会が承認した講習会・認定会に出席した者は1日1ポイントを与える。公認レフェリー資格と公認審判員(アンパイア)資格の両方を所有している者には、それぞれに更新ポイントを与える。ただし、そのときの講師が認定員の場合は、2ポイント/1日与える。

(*) 講習会・認定会の公認審判員ポイント取得表

		講習会		大会	
		審判員	レフェリー	審判員	レフェリー
審判員資格					
両資格 保有者	審判員資格				X
	レフェリー資格			X	
レフェリー資格				X	

第10条 資格の喪失

次の者は資格を喪失する。

- 1) JTA の名誉を著しく傷つける言動のあった者。
- 2) 病気等正当な理由なく、任期中定められた任務を果たさなかった者。
- 3) 任期満了に伴う更新手続きを怠った者。

(ポイントの満たない者は、降格する)

B級審判員資格とB級レフェリー資格の両方を有している者が、B級審判員資格を喪失しても、B級レフェリー資格は有効である。

第11条 資格喪失者の責務

公認審判員の資格を喪失した者は、直ちに公認審判員証その他を JTA へ返納しなければならない。

第12条 規程の改正

本規程の改正は、JTA 理事会の承認を要する。

審判関係の申請用紙（登録・講習会、諸手続き）、講習会・認定会の日程は JTA の WEB サイト「審判関連」から入手できます。

<http://www.jta-tennis.or.jp/JTA/information/judge/>